



福祉の仕事を経験してみませんか？

～見て！聞いて！体験・実習！再チャレンジ！～【参加者募集】

～『職場体験事業』 潜在的有資格者等の再就業促進 とは～

- 福祉の仕事に関心がある方、または資格を有しながら現在、福祉・介護の分野で就業していない方に、実際の現場での業務を体験・実習することにより、福祉・介護の仕事に対する理解を深め、就職へのイメージを高めていただくことを目的として実施します。
- 受入事業所一覧の中から希望する事業所を選択し、体験・実習していただきます。
（「受入事業所」は、本会ホームページでご確認ください）
- 山梨県福祉人材センターでは、体験者の福祉の仕事に関する相談や情報提供、就職のあっせん等のフォローアップをします。

【職場体験対象者】

資格未取得者で福祉・介護の仕事に就きたい方、福祉の仕事に関心がある方など。

- 体験日数 1人 2日以内/1回を 2回まで
体験可能（土・日・祝日・年末年始除く）

※実施期間は、令和4年2月28日(月)までです。

【職場実習対象者】

介護・福祉の有資格者で、現在、業務についていない方。

- 実習日数 1人 3日間
（土・日・祝日・年末年始除く）

※実施期間は、令和4年2月28日(月)までです。

- 体験・実習費用 無料（但し、交通費・昼食代などは自己負担となります）
※万が一の事故に備え、ボランティア行事用保険に加入します。
（保険料は福祉人材センターで負担します）
- 体験・実習助成金 体験・実習1日につき2,000円をお支払いします。

～申込から体験・実習までの流れ～

- ①体験・実習実施希望日の2週間前までに、裏面「申込書」記入の上、窓口持参、FAXまたは郵送でお申し込みください。（健康診断書等が必要な事業所は、「受入事業所一覧」でご確認の上、体験・実習日までに用意してください）
- ②事業所との日程調整。（福祉人材センターで希望日に基づき日程調整します）
- ③決定通知書を送付します。（決定通知書、体験・実習スケジュール、健康管理チェック表）
- ④体験・実習受入事業所への事前連絡をしてください。（体験・実習者⇒事業所）
- ⑤体験・実習中は体験等に専念し、事業所の方針や担当職員の指示により行動してください。
- ⑥終了後に、事業所から講評・アドバイスがもらえます。

山梨県社会福祉協議会のホームページをご覧ください。

- 「受入事業所一覧」の掲載
- 「申込書」「健康管理チェック表」のダウンロード <http://www.y-fukushi.or.jp/>

☆お問合せ先☆

山梨県社会福祉協議会 山梨県福祉人材センター
〒400-0005 山梨県甲府市北新 1-2-12
TEL:055-254-8654(直通) FAX:055-254-8614

【開所時間】 月曜日～金曜日 9:00～17:00（土・日・祝日・年末年始を除く）

